

令和8年度PPA方式による平塚市公共施設への太陽光発電設備等導入事業 共同事業者 公募実施要領

1 事業目的

平塚市（以下「市」という。）では、「平塚市環境基本計画（平塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含する）」及び「平塚市環境基本計画（2017年～2026年）別冊」並びに「平塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」や「平塚市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、2050年に市域の温室効果ガス排出量実質ゼロを実現することを目標に掲げている。

本事業は、本目標達成に向け、市の公共施設から出る温室効果ガス排出量を安定的に抑制するとともに、停電時等の非常時に市の避難施設の電力を確保することを目的とし、PPA（Power Purchase Agreement）方式により、効率的かつ効果的な「太陽光発電設備及び蓄電池設備等」（以下「PPA設備」という。）の設計及び設置並びに運転及び維持管理等を行うものである。

2 事業者選定の趣旨及び方式について

本事業は、環境省「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」（以下「国庫補助金」という。）の活用を前提としていることから、公募にて市の共同事業者（以下「PPA事業者」という）を選定する。

PPA事業者の選定に当たっては、別添「令和8年度PPA方式による平塚市公共施設への太陽光発電設備等導入事業共同事業者公募審査要領（以下「審査要領」という。）」に基づき、参加表明者が本市に提出した企画提案書の内容等をプレゼンテーション及びヒアリングにより審査する。

選定後、PPA事業者は、市と協議の上、地方自治法第238条の4第7項による行政財産使用許可を受け、事業を推進する。

3 事業の内容

- (1) 選定通知書を受理したPPA事業者は、別添「令和8年度PPA方式による平塚市公共施設への太陽光発電設備等導入事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）に即し、市が公募対象施設とした建築物にPPA設備を設置した場合、設置後の建築物が建築基準関係規定上の安全性を確保できていることを国庫補助金応募申請までに確認（以下「構造検討」という。）する。当該PPA設備の設置後に、建築基準関係規定に適合していることを構造設計一級建築士が確認・証明した上で、令和8年度以降に公募される国庫補助金への応募申請を行う。
- (2) 本公募に係る公募対象施設は、本公募実施要領別紙1のとおりとする。
- (3) PPA事業者は、「国又は国が選定した補助金執行団体」（以下「国又は執行団体」という。）に対して、国庫補助金を応募申請し、採択が決定した場合は、交付申請を行う。国又は執行団体による交付決定通知後に市から「地方自治法第238条の4第7項による行政財産使用許可」を受けた上で、当該決定に即したPPA設備を設置する。不採択・不交付であった場合は、年度内に再度応募申請する。
- (4) PPA設備の設置工事竣工後、PPA事業者は、本市の検査を受けた後、国又は執行団体に対し、国庫補助金の事業に関する実績を報告する。
- (5) その他の事業内容詳細は、要求水準書による。

4 業者選定のスケジュール

日時	内容	備考
令和8年2月4日（水）	公募の開始	市ホームページにて資料及び様式を公表
令和8年2月9日（月）から令和8年2月12日（木）まで	質問書の提出期限	正午まで 電子メールのみ
令和8年2月18日（水）	質問書に対する回答	15時頃市ホームページにて公表予定

令和8年3月2日(月)から令和8年3月4日(水)まで	参加表明書及び企画提案書その他の提出期限	環境政策課に郵送又は持参 17時必着
令和8年3月10日(火)以降	要件審査の結果及びプレゼンテーション等に係る通知	電子メール及び書面による通知
令和8年3月18日(水)又は3月19日(木)(予定)	企画提案に係る審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	
令和8年3月24日(火)以降	審査結果の公表	市ホームページにて公表 正式な通知は書面による。

5 参加資格要件

本公募への参加希望者は、参加表明書の提出日を基準とし、次に掲げる資格要件を満たす者でなければならない。

なお、参加表明者は、PPA事業者として選定されるまでの間に、本項に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に掲げる者でないこと。
- (2) 平塚市暴力団排除条例(平成23年平塚市条例第9号)に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (3) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- (4) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続(以下「更生手続又は再生手続」という。)の開始決定を受けた者を除く。
- (5) 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた者を除く。
- (6) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (7) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (8) 平塚市競争入札参加資格者名簿に登録されている又は登録が認められている者であること。
- (9) 単独法人又は複数の法人によって構成された共同企業体であること。ただし、当該事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを妨げるものではない。

6 失格事由

参加表明者に次の行為があった場合は、その者を失格とする。なお、次の(1)から(3)までに該当する場合は、「平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領」に準じて指名停止の措置を講ずるものとする。

- (1) 他の参加表明者と提案内容等について相談すること。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載すること。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不正又は不誠実な行為を行うこと。
- (4) プrezentationに参加しなかった場合。
- (5) 本公募実施要領及び審査要領別紙「審査項目及び評価内容」に記載の企画提案の審査に関する失格事由に該当した場合。

7 説明会及び現地調査

説明会は実施しない。また、本公募への参加表明に係る現地調査は認めない。現地調査は選定されたPPA事業者にのみ認める予定であることから、公募時の企画提案書は、次の「8 参考図面等の資料」や航空写真等で判断し作成すること。

なお、事業に対する質問は、「9 質問及び回答について」を参照すること。

8 参考図面等の資料

参考図面等（耐震診断及び耐震補強設計関係書類は除く）の資料提供は次のとおりとする。

- (1) 資料提供については、メールで申し込むこと。資料は、オンラインストレージ又はその他適切な方法にて提供する。
- (2) 参考図面の提供は令和8年2月4日(水)の公募開始から令和8年2月25日(水)17時までとする。
なお、参考図面の提供は、正式な依頼があつてから、1日以上の時間を要することに留意すること。
- (3) 提供する資料の内容に関する質問は受け付けない。
- (4) 耐震診断及び耐震補強設計関係書類は、デジタルデータが無いことから令和8年2月4日(水)の公募開始から令和8年2月25日(水)17時までを閲覧期間とする。
閲覧場所は、平塚市環境部環境政策課窓口（市役所本館5階B508）とし、資料を持ち出すことを認めないため、デジタルデータ（写真等）へ記録すること。
- (5) 審査結果の公表後、提供を受けた全ての参考図面等のデータを削除すること。社内でのデータ等の保存は認めない。

9 質問及び回答について

質問は、電子メール（様式任意）により次のとおり受け付けることとする。この他の方法では、事業に関する質問は受け付けない。

なお、全ての質問及び回答は市ホームページで公表する。

- (1) 提出期間 令和8年2月9日(月)から令和8年2月12日(木)正午まで
- (2) 提出方法 電子メールのみ 質問の到着は、電話で確認すること。
(0463-21-9762 (直通))
- (3) 提出先 平塚市環境部環境政策課 (kankyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp)
- (4) 回答期日 令和8年2月18日(水)15時頃(予定)

10 応募方法等について

(1) 参加表明及び企画提案書等の提出について

本公募に参加する場合は、次のとおり参加表明書（第1号様式）を提出すること。

また、併せて、次のとおり企画提案書提出届（第2号様式）に企画提案書及び次の資料を添付して、提出すること。

なお、企画提案書は、社名を伏せて記載すること。（社名を記載した場合は失格とする。）

- ア 提出期間 令和8年3月2日(月)から令和8年3月4日(水)17時まで(17時必着)
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ウ 提出先 〒254-8686 平塚市浅間町9番1号 平塚市環境部環境政策課
- エ 提出書類及び提出部数
 - ・参加表明書（第1号様式）・・・・・・・・・・・・ 1部
 - ・会社概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - ・企画提案書提出届（第2号様式）・・・・・・・・ 1部
 - ・企画提案書・・・・・・・・・・・・ 7部
 - ・貸借対照表及び損益計算書（直近3年分）・・・ 1部
 - ・収支計画書（第6号様式）・・・・・・・・ 7部
 - ・工事見積書（施設ごと）・・・・・・・・ 各1部
 - ・構造検討費用見積書（施設ごと）・・・・・・・ 各1部
 - ・共同企業体の場合は共同企業体協定書等の写し 1部
 - ・上記データを保存した電子媒体（CD-R等）・・・ 1部

- オ 作成方法 市ホームページから様式をダウンロードし、作成すること。

なお、各書式については、次のとおりとする。

- (ア) 企画提案書は、A4又はA3サイズの用紙で作成し、様式は市の参考様式又はこれに準じた任意書式とする。

(イ) 収支計画書は指定の書式（第6号様式）を使用すること。作成に当たっては、収支計画書上の構造検討費と構造検討費用見積書の実費及び諸経費を整合させること。

なお、内訳項目の追加は、必要に応じて認めるが、削除は認めない。

力 企画提案書の内容

企画提案書は、審査要領の別紙として掲載した「審査項目及び評価内容」に対応した記載とすること。

キ 提案限度額

本公募は、公募対象施設ごとに、参加表明者が提案するPPA事業の電力需給に関する契約（PPA契約）単価（円/kWh）の上限額を設定する。上限額は公募実施要領別紙1のとおりとし、これを上回る提案での契約は原則行わない。工事見積書は公募対象施設ごととし、内訳を詳細に記載すること。

ク その他の資料

その他の資料の提出は認めない。ただし、企画提案内容に係る審査実施時にプレゼンテーションに係るスライド画面を印刷した資料を配布することは認める。その場合、部数は7部用意すること。（社名を記載した場合は失格とする。）

1.1 選考方法等

本公募の選考は、要件審査と企画提案書の審査を同時並行で行う。なお、審査方法及び審査項目については、審査要領のとおり。

(1) 要件審査（1次審査）

参加表明書及びその添付書類により要件審査を行い、要件を満たした者に「(2)企画提案内容に係る審査」を実施する。なお、要件審査の結果及び企画提案内容に係る審査に関する通知は令和8年3月10日（火）以降に電子メール及び書面にて通知する。

(2) 企画提案内容に係る審査（2次審査）

参加表明及び企画提案書等の提出をし、かつ、1.1(1)の要件を満たした者に対し、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、プレゼンテーションは、社名を伏せて行うこと。（社名を発言した場合は失格とする。）

ア 日時 令和8年3月18日（水）又は3月19日（木）

イ 方法 持ち時間は50分程度とし、内容説明25分以内（厳守）、質疑応答25分程度とする。

(3) 審査方法及び審査項目について

審査要領のとおり。

1.2 審査結果について

1.1(2)の審査結果は、令和8年3月24日（火）以降に市ホームページに公表し、公募参加者へ書面により通知する。

1.3 行政財産使用許可について

(1) 国庫補助金申請による採択・交付決定の結果を受け、市とPPA事業者で協議し、PPA事業者による対象施設の使用許可申請後、市は申請内容を審査し、許可を行う。許可に際し必要な事項は附款にて記載する。PPA事業に関する基本協定書等は原則、締結しない。また、公共施設にPPA設備を設置する根拠は、行政財産使用許可であるため、賃貸借・使用貸借等の契約は行わない。ただし、PPA事業の電力需給に関する契約（PPA契約）は、別途、締結する。

(2) 平塚市市有財産規則に定める許可期間満了時に許可を更新する場合においては、その都度、申請を要する。

(3) 行政財産使用料は、関係する市の条例、規則、要領、要綱等に基づき、設置するPPA設備の水平投影面積1平米に対し、年100円を年度ごとに前納するものとする。なお、使用料は、工事施工開始日から日割りで発生する。

1.4 費用負担（リスク分担）について

- (1) PPA事業者は、PPA設備の設置、運用、維持管理、付保、撤去処分に係る費用及び租税公課その他本業務の目的を達成するために必要となる一切の経費を負担する。別に定めがある場合を除き、市はPPA契約による電気料金以外の負担をしないことから、PPA事業者は、本事業にかかる一切の経費を見込み、PPA単価に含めること。
- (2) 3(1)による構造検討の結果、PPA設備の設置が不可と判定された場合の費用負担については、別紙「令和8年度PPA方式による平塚市公共施設への太陽光発電設備等導入事業構造検討費負担金要領」の定めによる。
- (3) その他、本公募の事業化に係る費用負担については、本公募実施要領及び公募実施要領別紙2「リスク分担表」並びに要求水準書に即し、選定された事業者の企画提案内容を踏まえ、市とPPA事業者の協議により決定する。

15 維持管理責任について

要求水準書及び公募実施要領別紙2「リスク分担表」のとおり

16 現状復旧について

要求水準書及び公募実施要領別紙2「リスク分担表」のとおり

17 その他

- (1) 本公募への参加に係る費用は、参加表明者の負担とする。また、選定後、国庫補助金に応募申請する際の費用についても選定された事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の作成のために本市から受領した資料は、本市の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (3) 市は、提出された書類を、参加表明者に無断で本公募以外の目的に使用出来ない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 提出された書類について、平塚市情報公開条例（平成14年12月20日 条例第24号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (6) 参加表明者は、本事業に係る情報について適切に管理すること。また、万が一、情報漏えい事故等が発生した場合は、直ちに市に報告するものとする。
- (7) 本事業は、前述2「事業者選定の趣旨及び方式について」の趣旨から参加表明者がPPA設備の所有権を持つPPA方式による提案とする。
- (8) 市は、公用又は公共用のために公募対象施設の使用が必要となった場合、地方自治法第238条の4第9項に基づき、許可を取り消すことができる。許可開始日から許可取消し日までの期間が、収益によりPPA設備の導入に係る対価を償却するに足りないと認められる期間である場合、PPA事業者は、当該差額分の補償のみ市に請求することができる。なお、PPA事業者の利益見込み分については原則請求できない。

18 事務担当課、書類等の提出先

〒254-8686

平塚市浅間町9番1号

平塚市環境部環境政策課

メール：kankyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

電話：0463-21-9762（直通）